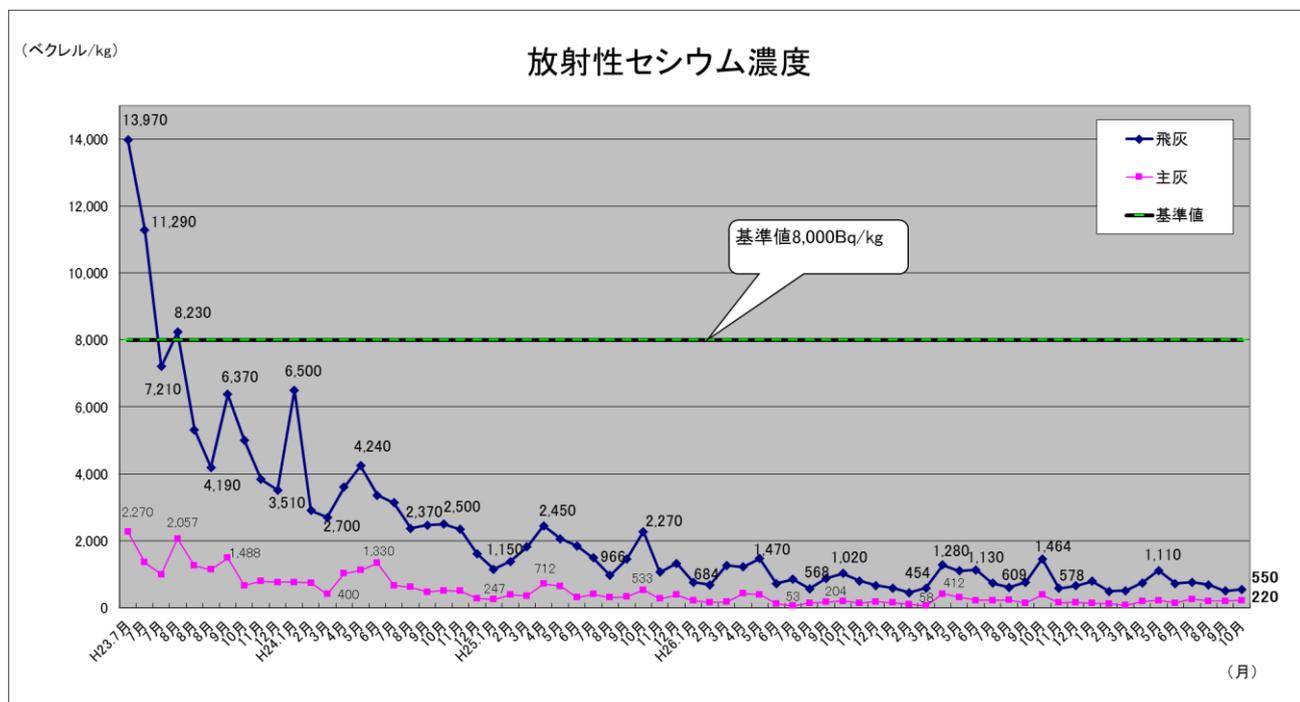


印西クリーンセンター放射性物質に関する報告

1 放射性物質の測定結果

放射性物質汚染対処特別措置法に基づき月1回測定しています。

- 焼却灰（主灰・飛灰）の放射性セシウム濃度の測定結果（セシウム134と137の合計値）



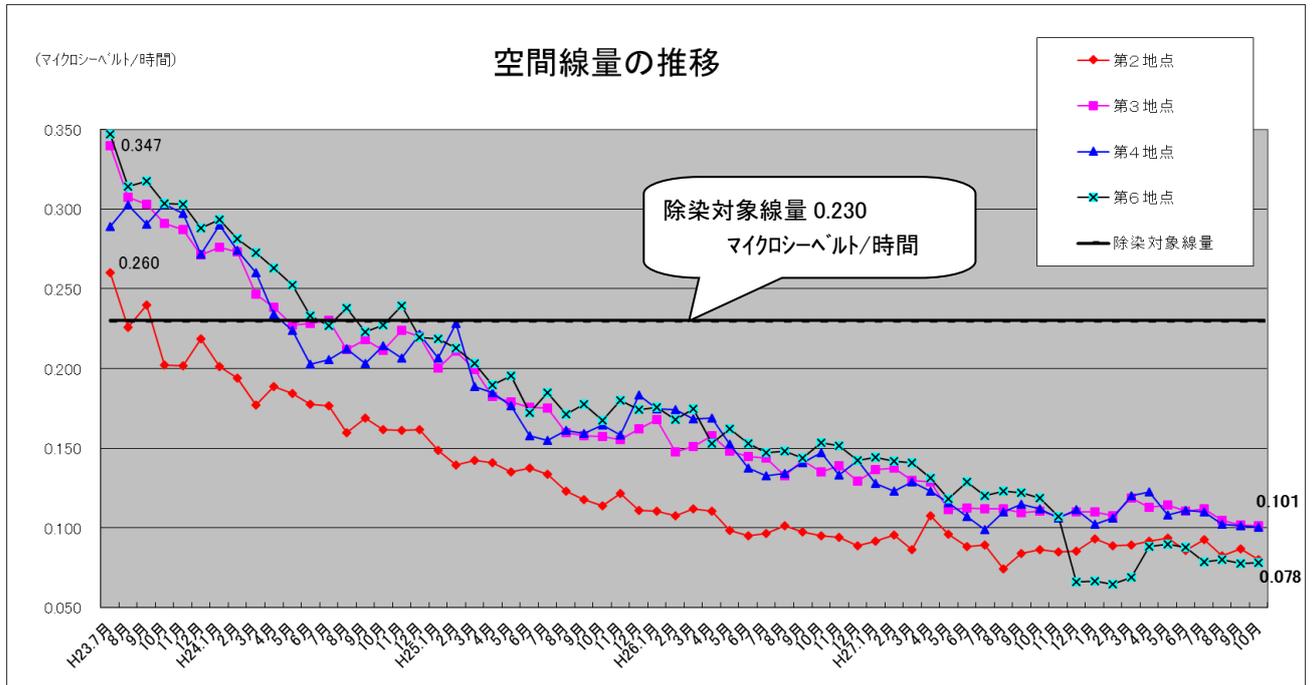
- 排ガス中の放射性セシウム濃度の測定結果（セシウム134と137の合計値）

測定月	炉別	測定容器	分析の結果	検出下限値
平成28年10月	1号炉	ろ紙部	不検出	2 (134又は137)
		ドレン部	同上	同上
	3号炉	ろ紙部	同上	同上
		ドレン部	同上	同上
平成28年9月	1号炉	ろ紙部	同上	同上
		ドレン部	同上	同上
	3号炉	ろ紙部	同上	同上
		ドレン部	同上	同上
平成28年8月	3号炉	ろ紙部	同上	同上
		ドレン部	同上	同上

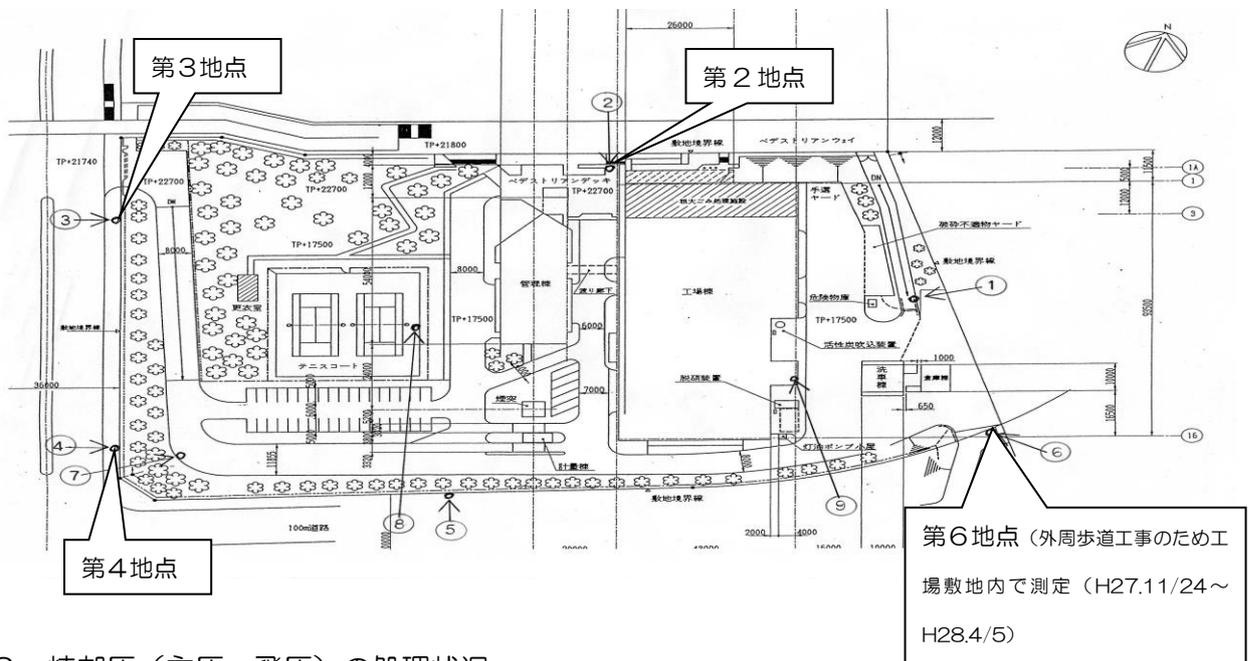
2 空間線量の推移

印西クリーンセンター敷地内及び敷地境界の9地点で週1回測定しています。

- 敷地境界4地点の空間線量月平均値（地上高 100cm）



(測定位置図)



3 焼却灰（主灰・飛灰）の処理状況

放射性物質の測定結果により、基準値（8,000Bq/kg）以下を確認し、民間処理業者へ搬出・資源化（飛灰は全量）と印西地区一般廃棄物最終処分場へ埋立処分しています。

基準値を超えた飛灰（平成23年7月、8月発生指定廃棄物）は130tあり、ドラム缶（252缶）・フレコンバッグ（120袋）に入れて一時保管しています。この指定廃棄物は国が処分するものです。

（平成28年度：10月末現在）

区 分	搬 出 先	計画処理量	処 理 量
主 灰 （燃えがら）	印西地区一般廃棄物最終処分場で埋立処分	1,886 t	1,068 t
飛 灰 （ばいじん）	印西クリーンセンターで一 時保管	—	基準値超（指定廃棄物）：約130 t
主灰と飛灰 の混合灰	民間処理業者へ搬出・資源化 （ツネイシカムテックス埼玉 株）：埼玉県） ※主灰対飛灰＝6対4	4,396 t （主灰2,638 t、 飛灰1,758 t）	2,334 t （主灰1,400 t、 飛灰934 t）
		<ul style="list-style-type: none"> ・4月 308 t（主灰185 t、飛灰123 t） ・5月 299 t（主灰179 t、飛灰120 t） ・6月 302 t（主灰181 t、飛灰121 t） ・7月 370 t（主灰222 t、飛灰148 t） ・8月 363 t（主灰218 t、飛灰145 t） ・9月 307 t（主灰184 t、飛灰123 t） ・10月 383 t（主灰230 t、飛灰153 t） 	

※ 四捨五入により t 単位で表記

【印西クリーンセンター基幹的設備改良工事】

H28.12

	年 度	H28年度				備 考	
		12月		1月			2月
1	受入供給設備 ごみクレーン						給電ケーブル更新を H29年度予定
2	燃焼設備 焼却炉等	→ 耐火物一部更新		← 炉内点検			3号炉はH29年度予定
3	燃焼ガス冷却設備 廃熱ボイラ等	→ 水冷壁一部更新		← 内部洗浄			3号炉はH29年度予定
4	給排水・排水処理設備 機器冷却水ポンプ等						
5	余熱利用設備 タービン起動盤						H29年度予定
6	通風設備 各送風機						3号炉はH29年度予定
7	灰出し設備 灰クレーン						給電ケーブル更新を H29年度予定
8	電気設備 制御装置等						3号炉系の更新を H29年度予定
9	計装・データ処理設備 自動制御システム等	→ 自動制御システム等更新					3号炉系の更新を H29年度予定
10	土木・建築工事 屋根防水等	→ 屋根閉口・防水工事					5月末を予定
11	性能確認				← 2号炉性能確認		3号炉性能確認を H29年度予定
12	全炉停止期間		30	4			

○印西クリーンセンター周辺臭気に関するモニタリング報告

(単位:回数)

		7月		8月		9月		10月		計			
		臭い有	無	臭い有	無	臭い有	無	臭い有	無	臭い有	無	計	
北側地区	小倉台一丁目 アピック21自治会 (北西約450m)	風下側		1	3	1	1	1		1	6	7	
		風上又は横川		3	1		4	3		0	11	11	
		確認できない								0	0	0	
	小倉台二丁目 オネックス自治会 (西約900m)	風下側		3	2		1	1		0	7	7	
		風上又は横川		1	2		3	3		0	9	9	
		確認できない					1			0	1	1	
	一般通報	風下側								0	0	0	
		風上又は横川								0	0	0	
		確認できない								0	0	0	
	計	風下側	0	4	0	5	1	2	0	2	1	13	14
		風上又は横川	0	4	0	3	0	7	0	6	0	20	20
		確認できない	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1
南側地区	内野一丁目 東団地自治会 (南東約1000m)	風下側		1	2		1	3		0	7	7	
		風上又は横川		4	3		4	2		0	13	13	
		確認できない								0	0	0	
	内野二丁目 西団地自治会 (南東約650m)	風下側							2		0	2	2
		風上又は横川		5	5		5	3		0	18	18	
		確認できない								0	0	0	
	内野二丁目 南第二団地町内会 (南南東約1000m)	風下側			1			1		0	2	2	
		風上又は横川		5	3		4	4		0	16	16	
		確認できない								0	0	0	
	内野二丁目 南第二団地町内会 (南南東約1050m)	風下側			1			2		0	3	3	
		風上又は横川		5	3		4	3		0	15	15	
		確認できない								0	0	0	
	高花四丁目 町内会 (東南東約2000m)	風下側		1			1	1		0	3	3	
		風上又は横川		3	5		3	3		0	14	14	
		確認できない								0	0	0	
	一般通報	風下側								0	0	0	
		風上又は横川								0	0	0	
		確認できない								0	0	0	
計	風下側	0	2	0	4	0	2	0	9	0	17	17	
	風上又は横川	0	22	0	19	0	20	0	15	0	76	76	
	確認できない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
合計	風下側	0	6	0	9	1	4	0	11	1	30	31	
	風上又は横川	0	26	0	22	0	27	0	21	0	96	96	
	確認できない	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	

※風下側には、「やや風下側」を含む。

印西クリーンセンター周辺臭気に関するモニタリング報告書（平成28年9月の「臭いがある」とき） 3/3
 ※モニタリングとは別に、「臭い」の通報があった場合も記録・公表します。

- ※1 北側地区とは北総鉄道北総線の北側に位置する地区とし、南側地区とは北総鉄道北総線の南側に位置する地区としています。
 ※2 下表の記載内容は、条件確認の色枠を除き、モニター協力者からの報告内容を記載しています。
 条件確認の色枠、「温度」、「湿度」、「風向」、「風速」、「焼却炉の運転状況」及び「ごみの搬入出状況」は、印西クリーンセンター（以下「センター」）で確認し記載しています。

条件確認	確認地点	北側地区 小倉台一丁目 センターの北西 約450m地点
	確認日（曜日）	9日（金）
	時間	17時10分
	天気	晴・曇・雨
	温度（℃）	28℃
	湿度（％）	66%
	風向	・東南東からの風向き ※地点はセンターの風向き風下側になる。
	風速（m/s）	2.3m/s
	焼却炉の運転状況	・1号炉を運転中（17時6分から約1分半の間、排ガス誘引送風機停止） ※燃烧室温度（時間平均）892℃（1号）、排ガス濃度は協定値以下
	ごみの搬入出状況	・ごみ収集車両通行なし
	印西クリーンセンターが要因と思われる「臭い」はありますか？	有
「有」のとき、どのような臭いですか？	・焦げた様な臭い （煙が出ていた）	
「有」のとき、その程度は？	・強く臭う	
備考	・周辺住民や通行人等からの通報や問い合わせはなかった	

平成 28 年度

印西クリーンセンター周辺臭気調査業務報告書

平成 28 年 8 月

公益社団法人 におい・かおり環境協会

内容

第1章 調査の概要	1
1.1 調査目的	1
1.2 調査期間	1
1.3 調査実施内容	1
第2章 印西クリーンセンター排ガスの臭気判定	2
2.1 調査内容	2
2.2 判定方法	2
2.3 判定結果	2
第3章 印西クリーンセンター周辺の臭気判定	4
3.1 調査目的	4
3.2 調査日時及び調査地点	4
3.3 調査項目及び判定者	6
3.4 調査結果	7
第4章 まとめ	21
参考資料1 印西クリーンセンターの臭気濃度測定結果	23
参考資料2 印西クリーンセンターの臭気排出強度の検討	27

第1章 調査の概要

1.1 調査目的

印西クリーンセンター周辺において確認されている臭気（苦情）の実態を把握するため、印西市大塚一丁目1番地1（印西クリーンセンター）及びその周辺（1.5kmの範囲）について、臭気判定士による臭気環境調査を実施し、周辺臭気の状態を把握することを目的とした。

1.2 調査期間

本調査は平成28年7月1日から平成28年8月31日の間に行った。

なお、臭気環境調査は7月19日（火）に実施した。

1.3 調査実施内容

本調査は、公益社団法人におい・かおり環境協会が印西クリーンセンターからの委託を受け、以下の調査を実施した。

- (1) 印西クリーンセンター排ガスの臭気判定（臭気の質や強さ）
- (2) 印西クリーンセンター周辺の臭気判定（臭気の質や強さ、漂う頻度等）
- (3) (2)におけるマッピング、印西クリーンセンター排ガス臭気との判定
- (4) (1)～(3)の結果をまとめ報告

第2章 印西クリーンセンター排ガスの臭気判定

2.1 調査内容

臭気の実態を把握するには、排出元の排ガスのおいを調査員が認知しておく必要がある。しかし、試料採取が遅れていたため、においの確認は昼休みに実施することとした。なお、平成27年度の試料は、3号炉で採取されたものであったが、平成28年度は、1号炉で試料採取された排ガスを用いて臭気判定を行った。なお、調査当日は1号炉と3号炉が稼働していた。

2.2 判定方法

においの強さ(以下、臭気強度という。)の判定方法は6段階臭気強度表示法を用いて行った。また、においの質(以下、臭質という。)については、調査員が感じたままに表現することとした。表2-1に6段階臭気強度表示法を示す。

調査員：重岡 久美子 (臭気判定士免状番号:0970)
 中辻 康 (臭気判定士免状番号:3375)
 石井 進 (臭気判定士免状番号:3840)

表 2-1 判定方法

6段階臭気強度表示法
0：無臭
1：やっと感知できるにおい
2：何のにおいであるかがわかる 弱いにおい
3：らくに感知できるにおい
4：強いにおい
5：強烈なにおい

2.3 判定結果

臭気強度の結果については、3名の判定結果を平均したものを示す。なお、臭気強度の判定結果の丸めについては、以下の通りとする。

臭気強度平均値の小数点以下の数値が

0.25以上0.75未満の場合は、まるめて0.5 (例：2.31, 2.68→2.5)

0.75以上0.25未満の場合は、まるめて整数 (例：2.84, 3.15→3) とする。

(参考：平成7年9月13日環大企第286号環境庁大気保全局長通知)

表 2-2 に判定結果を示す。

判定時間：平成 28 年 7 月 19 日 12 時 15 分

表 2-2 判定結果(1 号炉の排ガス原臭)

	臭気強度	臭質
判定員 A	3.5	すっとしたにおい。やや刺激的(塩素系)。自動車排ガスの様な不純物は感じられない
判定員 B	2.5	薄い塩素臭
判定員 C	3.0	薄い塩素臭 (プールの消毒臭)
平均	3.0	こげ臭ではなく、塩素臭を薄めたにおい

臭気強度の判定結果は 3 名の平均では臭気強度 3.0 という結果となった。

臭質はいわゆるこげ臭ではなく、3 名ともに塩素を薄めたようなスツとしたにおいであると表現しており、平成 27 年度と同様の結果となった。



写真 2-1 臭気強度判定用の試料

第3章 印西クリーンセンター周辺の臭気判定

3.1 調査目的

臭気の拡散状況について、においの質と強さを人の嗅覚を用いて判定し、印西クリーンセンター周辺の臭気の実態把握を行うことを目的とした。

3.2 調査日時及び調査地点

調査日時を表3-1に示す。

印西クリーンセンターの外周3か所と昨年度実施した測定地点24地点に2地点を追加し、26地点における臭気強度と臭質及び頻度を判定した。測定ポイントを図3-1及び図3-2に示す。

なお、印西クリーンセンター周辺の測定ポイントについては過去の排出口の測定結果より、排出口から排出されたガスの最大着地地点が約1500m地点であったことから、印西クリーンセンターを中心とした半径1500mの円に収まる点を測定ポイントとしている。

表3-1 調査日時

調査日	測定ポイント	調査時間
平成28年7月19日(火)	A～C	10時47分～10時55分
	1～14	11時08分～12時37分
	15～26	13時36分～14時35分

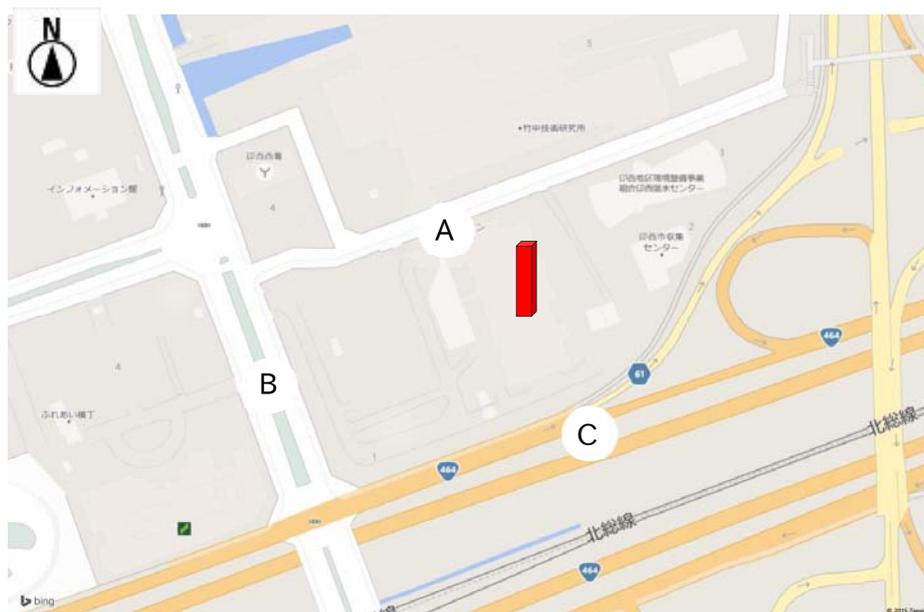


図3-1 印西クリーンセンター外周の測定ポイント

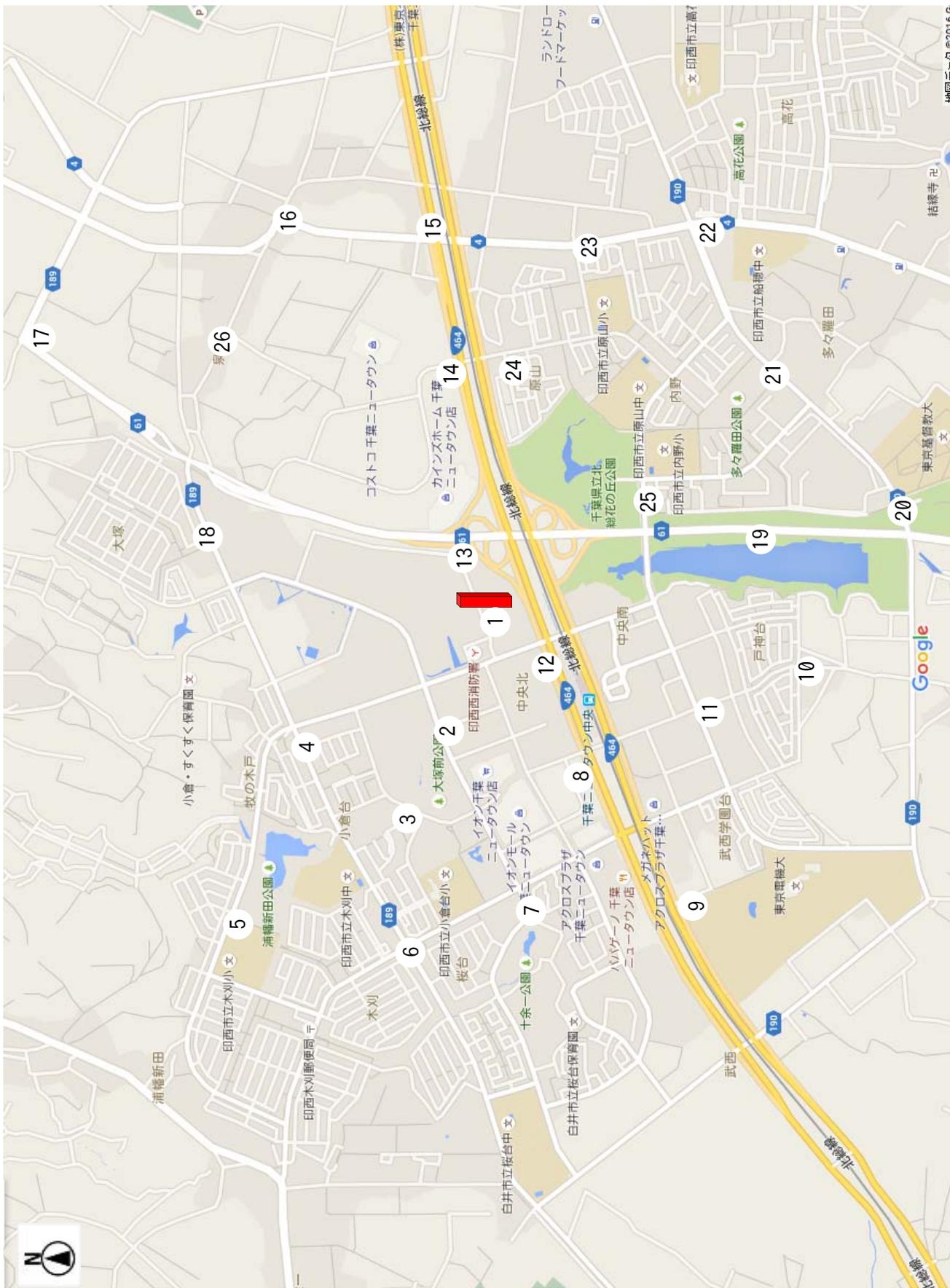


図 3-2 印西クリンセンタ－周辺の測定ポイント

3.3 調査項目及び判定者

実態調査では測定地点における臭気強度と臭質および頻度を3名の調査員が判定し、記録した。また同時に風向・風速についても測定を行った。温湿度については、調査ポイントAと調査ポイントNo.25で測定を行った。なお、地点間は車により移動し、各地点において1分間の定点観測で評価した。判定方法と使用機材は表3-2及び表3-3に示す。

対象臭気の臭気強度判定結果については、3名の判定結果を平均したものを示す。非対象の臭気については、平均値とせずそれぞれの強度を明記した。なお、臭気強度の判定結果の丸めについては、以下の通りとする。

臭気強度平均値の小数点以下の数値が

0.25以上0.75未満の場合は、まるめて0.5（例：2.31, 2.68→2.5）

0.75以上0.25未満の場合は、まるめて整数（例：2.84, 3.15→3）とする。

（参考：平成7年9月13日環大企第286号環境庁大気保全局長通知）

調査員：重岡 久美子（臭気判定士免状番号:0970）

中辻 康（臭気判定士免状番号:3375）

石井 進（臭気判定士免状番号:3840）

表 3-2 調査地点における評価項目

6段階臭気強度表示法	臭質	頻度の評価
0：無臭 1：やっと感知できるにおい 2：何のにおいであるかがわかる弱いにおい 3：らくに感知できるにおい 4：強いにおい 5：強烈なにおい	その場のおい表現	① 数回 ② 半分 ③ 漂っている

表 3-3 使用機材

機器名	型式	製造元
気温計	おんどとり TR-72wf-H	株式会社ディアンドデイ
風速計	ハンド風速計 cat No.25	株式会社安藤計器製工所

3.4 調査結果

3.4.1 気象条件

気象庁発表の印西市の気象データがないため、印西市の最寄の観測所である成田の測定実施日の気象データを、参考までに表 3-4 に示す。また、風向データより風向の出現頻度を図 3-1 に示す。

表 3-4 成田の気象条件(気象庁データ)

調査日	時	気温(℃)	風速(m/s)	風向
平成 28 年 7 月 19 日	10	28.7	4.8	北北東
	11	29.0	4.0	北北東
	12	28.7	2.7	北東
	13	30.1	3.5	北東
	14	30.3	3.9	東南東
	15	30.1	4.3	南東

風向の出現頻度(10時から15時)

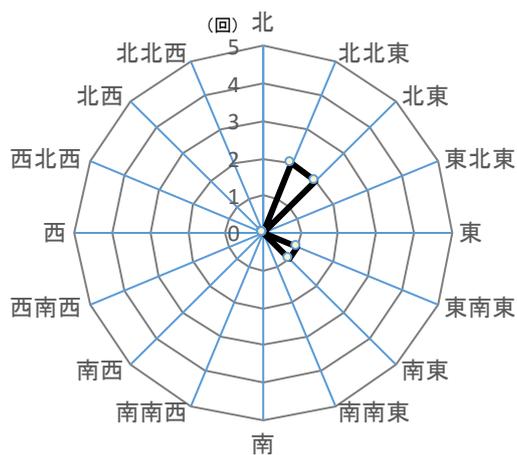


図 3-1 風向の出現頻度(気象庁発表データ)

3.4.2 調査結果

調査当日の温湿度データについては、調査ポイントAと調査ポイント No.25 で測定した。その結果を表 3-5 に示す。

表 3-5 温湿度測定データ

測定地点	天候	気温	湿度
A 印西クリーンセンター北側	晴れ	29.8℃	53.0%
No.25 北総花の丘公園駐車場	晴れ	34.9℃	41.6%

次に、臭気強度及び臭質の判定結果と共に風向風速の測定結果を表 3-6 及び表 3-7 に示す。

表 3-6 印西クリンセンタ－外周の測定結果

No.	判定開始	風向	風速 (m/s)	対象臭気の 臭気強度	対象臭気の 出現頻度	非対象の 臭質	非対象臭気の 臭気強度	非対象臭気の 出現頻度
A	10:47	東	4.5	0	-	草木のにおい	1.5	①
B	10:51	-	静穏	0	-	草木のにおい	1.5	②
C	10:55	東南東	2.0	0	-	ごみ臭(パッカー車より)	1.0	①

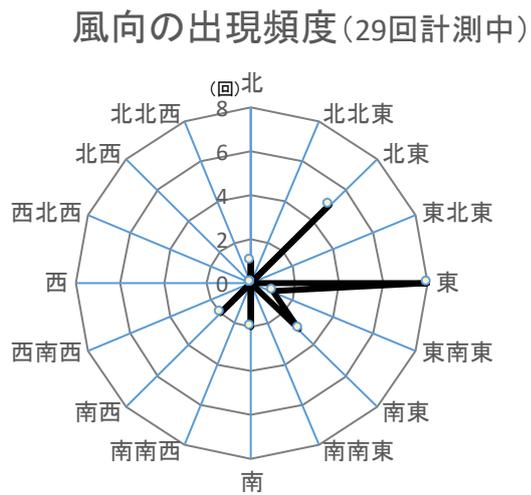
表 3-7 印西クリーンセンター周辺の測定結果

No.	判定開始	風向	風速 (m/s)	対象臭気の 臭気強度	対象臭気の 出現頻度	非対象の 臭質	非対象臭気の 臭気強度	非対象臭気の 出現頻度
1	11:08	北東	2.5	0	-	不燃ごみ臭	1.5	①
2	11:14	-	静穏	0	-	ごみ臭(パツカー車より)	1.0	①
3	11:18	-	静穏	0	-	草木のにおい	1.5	②
4	11:23	東	4.0	0	-	自動車排ガス臭	2.0	①
5	11:28	北	2.0	0	-	草木のにおい	1.0	①
6	11:33	南	1.0	0	-			
7	11:37	北東	3.5	0	-			
8	11:44	南東	2.0	0	-			
9	11:51	東	3.5	0	-	草木のにおい 草木のにおい 草木のにおい	2.0 1.5 1.0	②(草刈り中) ③ ①
10	11:56	南東	3.0	0	-			
11	12:01	北東	3.0	0	-			
12	12:07	南東	2.0	0	-			
13	12:25	東	5.0	0	-	こげ臭	3.0 1.5 2.0	② ① ①
14	12:37	東	6.5	0	-			

表 3-7 印西クリーンセンター周辺の測定結果(続き)

No.	判定開始	風向	風速 (m/s)	対象臭気の 臭気強度	対象臭気の 出現頻度	非対象の 臭質	非対象臭気の 臭気強度	非対象臭気の 出現頻度
15 やわら亭別館 付近	13:36	-	静穏	0	-	こげ臭(野焼き)	1.0	①
16 デイリーヤマザキ印西草深	13:42	北東	3.5	0	-			
17 和泉	13:47	北東	4.5	0	-			
18 (追加)大塚	13:53	東	2.5	0	-			
19 北総花の丘公園 中ほど	13:58	-	静穏	0	-	草木のにおい 草木のにおい	1.5 1.0	②(草刈り中) ①
20 北総花の丘公園 ファミリー マート南西側	14:02	東	4.5	0	-	草木のにおい	1.5	②(草刈り中)
21 多々羅田公園入口	14:06	南西	0.5	0	-	草木のにおい	1.0	①
22 船穂中学校北側交差点	14:11	-	静穏	0	-			
23 ミニストップ千葉ニュータウ ン原山店	14:13	東	2	0	-			
24 一幸千葉ニュータウン店	14:19	南	1.5	0	-			
25 北総花の丘公園駐車場	14:24	南西	3.0	0	-			
26 (追加)泉	14:35	-	静穏	0	-	こげ臭 こげ臭(野焼き)	1.5 1.0	① ①

測定結果から調査時の風向の出現頻度を図 3-2 に示す。併せて測定時の様子を写真 3-1～3-29 に示す。



静穏率(0.4 m/s 以下 : 24 %)

図 3-2 風向の出現頻度 (n=29)



写真 3-1 クリーンセンター外周(A)



写真 3-2 クリーンセンター外周(B)



写真 3-3 クリーンセンター外周(C)



写真 3-4 クリーンセンター周辺(No. 1)



写真 3-5 クリーンセンター周辺(No. 2)



写真 3-6 クリーンセンター周辺(No. 3)



写真 3-7 クリーンセンター周辺(No. 4)



写真 3-8 クリーンセンター周辺(No. 5)



写真 3-9 クリーンセンター周辺(No. 6)



写真 3-10 クリーンセンター周辺(No.7)



写真 3-11 クリーンセンター周辺(No.8)



写真 3-12 クリーンセンター周辺(No.9)



写真 3-13 クリーンセンター周辺(No.10)



写真 3-14 クリーンセンター周辺(No.11)



写真 3-15 クリーンセンター周辺(No.12)



写真 3-16 クリーンセンター周辺(No. 13)



写真 3-17 クリーンセンター周辺(No. 14)



写真 3-18 クリーンセンター周辺(No. 15)



写真 3-19 クリーンセンター周辺(No. 16)



写真 3-20 クリーンセンター周辺(No. 17)



写真 3-21 クリーンセンター周辺(No. 18)



写真 3-22 クリーンセンター周辺(No. 19)



写真 3-23 クリーンセンター周辺(No. 20)



写真 3-24 クリーンセンター周辺(No. 21)



写真 3-25 クリーンセンター周辺(No. 22)



写真 3-26 クリーンセンター周辺(No. 23)



写真 3-27 クリーンセンター周辺(No. 24)



写真 3-28 クリーンセンター周辺(No. 25)



写真 3-29 クリーンセンター周辺(No. 26)

次に臭質と臭気強度の判定結果を図 3-3～図 3-6 に示す。においの質を色で表現し、臭気強度を円柱の高さで示している。図 3-3 と図 3-5 は対象臭気に関する分布を示し、図 3-4 と図 3-6 は非対象臭気に関する分布を示す。結果、対象臭気は確認されなかった。

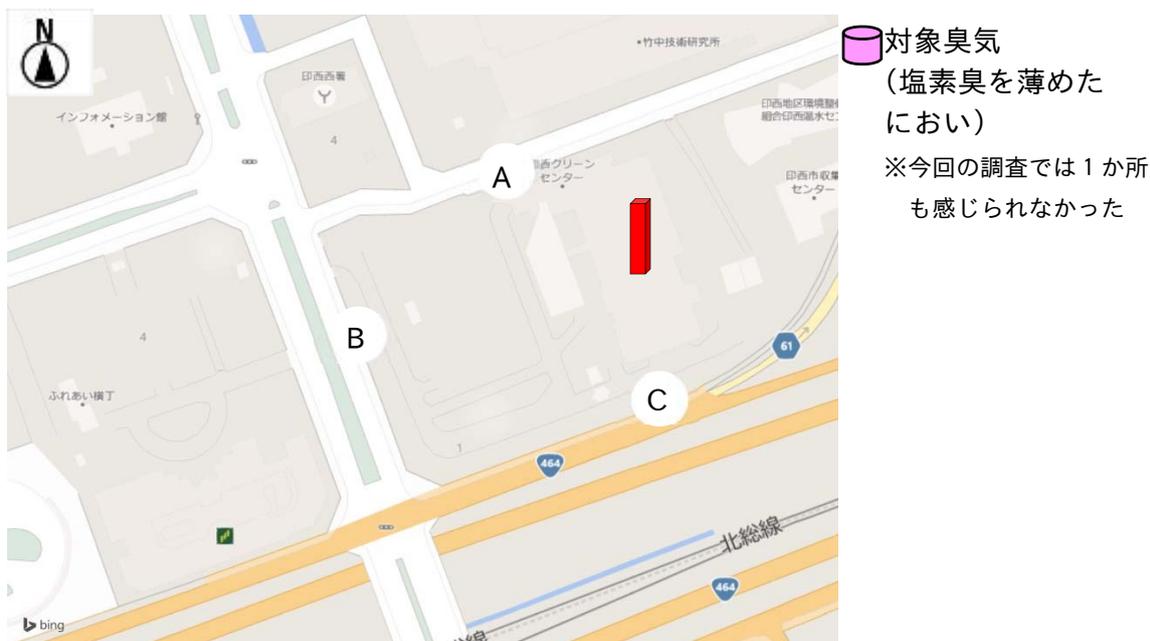


図 3-3 対象臭気の臭質マップ(印西クリーンセンター外周)



図 3-4 非対象臭気の臭質マップ(印西クリーンセンター外周)



対象臭気
(塩素臭を薄めた
におい)

※今回の調査では1か所
も感じられなかった

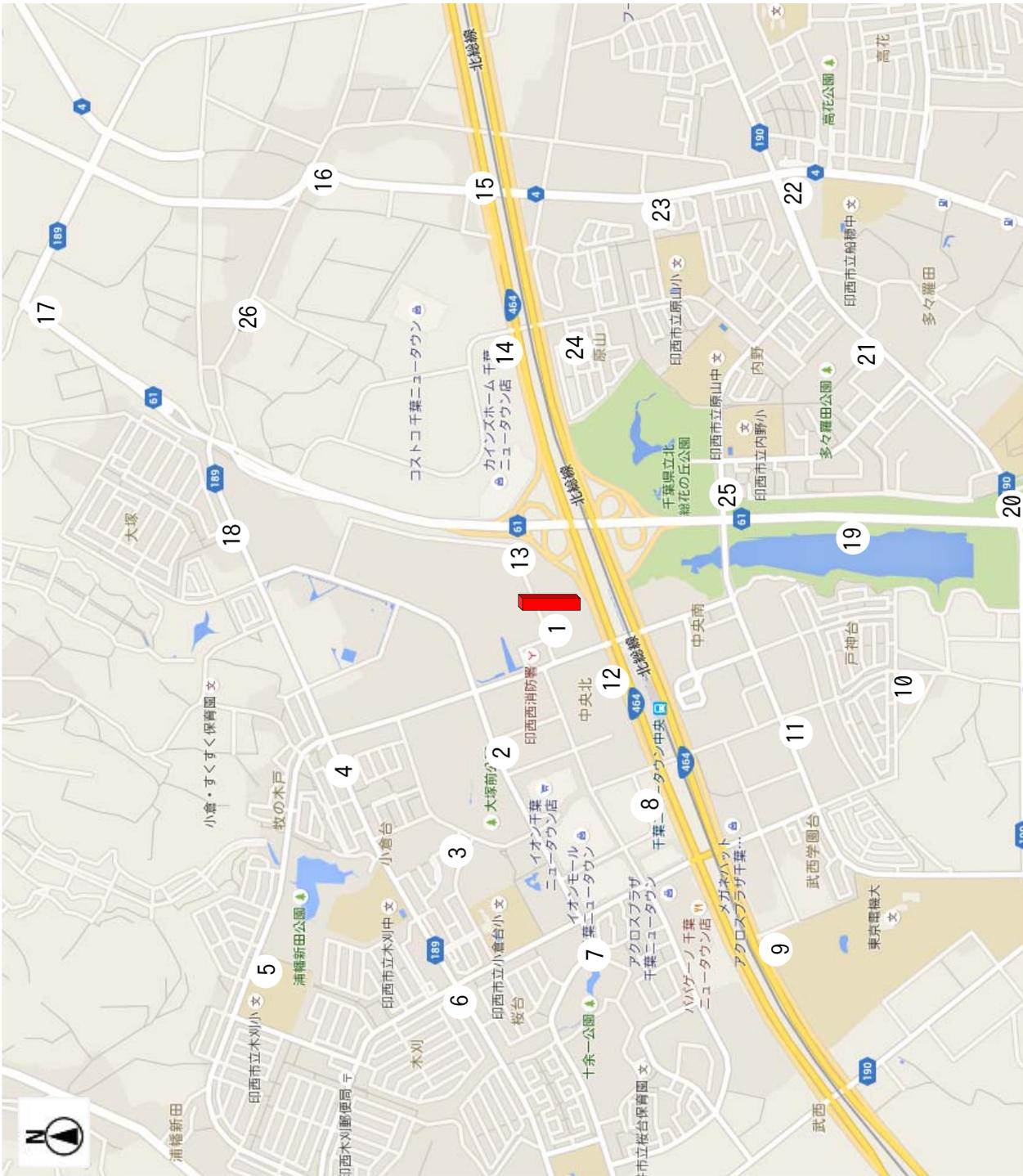


図 3-5 対象臭気の臭質マップ(印西クリーンセンター周辺)

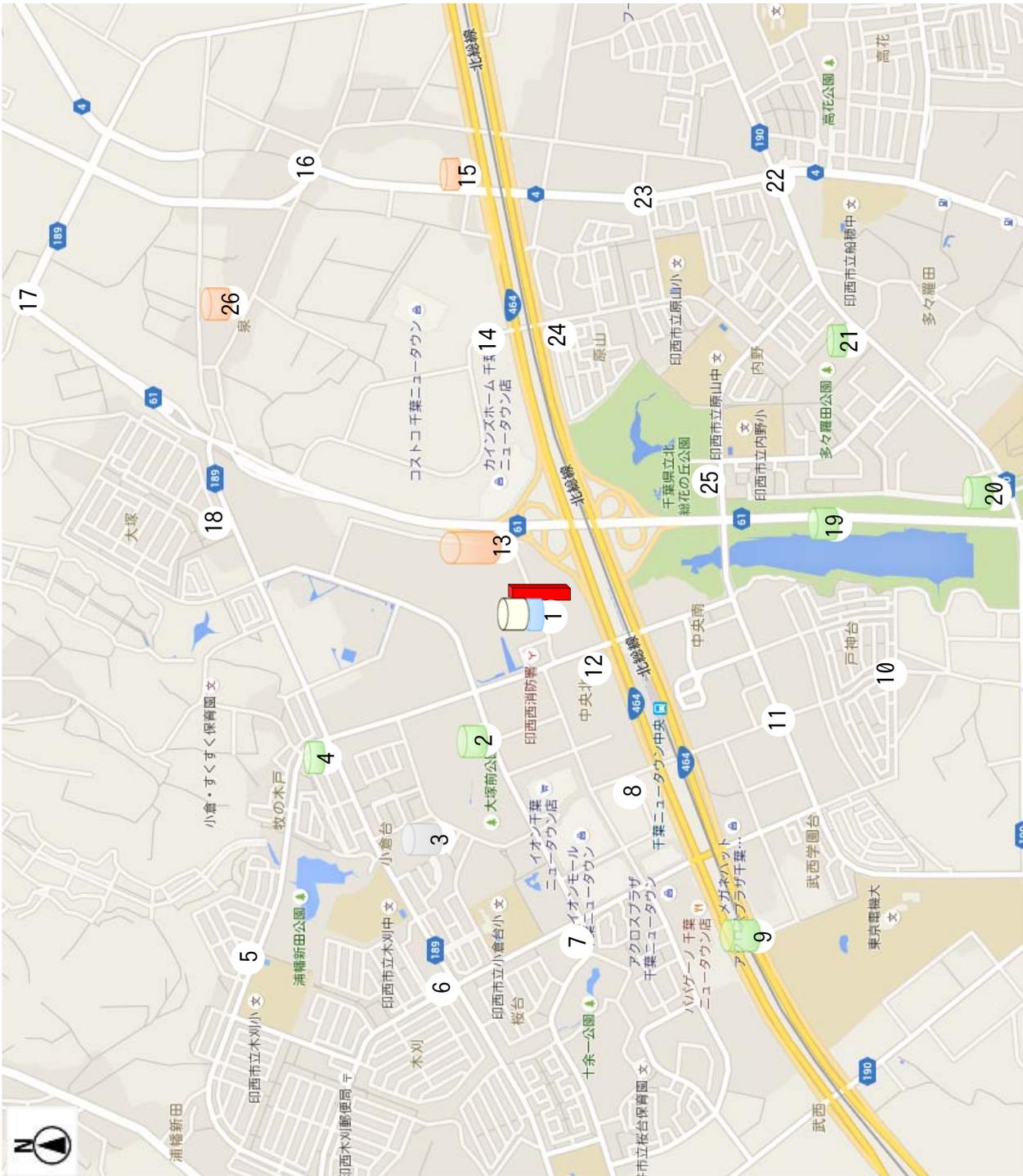


図 3-6 非対象臭気の臭質マップ(印西クリーンセンター周辺)

第4章 まとめ

本調査では、印西クリーンセンターの煙突から排出される原臭を把握し、印西クリーンセンター周辺の臭気の実態把握を行った。その結果、表 3-6 及び表 3-7 の結果に示されているように、対象臭気は、印西クリーンセンターの周辺で感じられなかった。そのため、図 3-3 及び図 3-5 には対象臭気は描写されなかった。

一方、非対象においては、図 3-4 及び図 3-6 に示された通り、固定発生源の草木のにおいや野焼き由来のこげ臭が主であった。

以上の調査結果から、今回の調査の条件下においては、印西クリーンセンターの煙突から排出される臭気の影響は確認できなかった。

参考資料 1 印西クリーンセンターの臭気濃度測定結果

測定結果一覧

測定年月日：平成 28 年 7 月 19 日

採取箇所	採取時刻	パネル試験 実施時間	臭気 指数	臭気 濃度	臭気濃度 協定値 (目標値)	臭気強度/ 臭質
1号焼却炉 煙突出口 (午前)	10:30	14:00～ 14:25	20	100	500	臭気強度 2/ 焦げ臭
1号焼却炉 煙突出口 (午後)	14:10	14:35～ 15:00	25	320	500	臭気強度 3/ 焦げ臭

参考資料 2 印西クリーンセンターの臭気排出強度の検討

本調査と同時に株式会社上総環境調査センターにおいて臭気濃度の測定が行われており、その測定結果を参考に臭気排出強度(OER)による検討を行った。

調査当日に、株式会社上総環境調査センターで実施した臭気濃度の測定は1号炉のみで、3号炉は測定項目に入っていないことから、平成27年度に測定されていた臭気濃度と平成26年に測定された排出ガス流量を基に臭気排出強度を算出し、当該事業場の周辺への影響範囲のデータとした。なお、臭気排出強度(Odor Emission Rate)(以下、「OER」という。)とは、臭気濃度に標準状態における1分間あたりの排ガス量(m³/min)を乗じた値で表される。結果を表1に示す。

表-1 臭気排出強度 (OER)

	対象炉	臭気濃度 (臭気指数)	標準状態における 乾き排出ガス流量 [m ³ /min]	OER [m ³ /min]	TOER [m ³ /min]
午前	1号炉	100(20)	368 ^{※2}	3.7×10 ⁴	5.5×10 ⁴
	3号炉	40(16) ^{※1}	462 ^{※2}	1.8×10 ⁴	
午後	1号炉	320(25)	368 ^{※2}	1.2×10 ⁵	1.6×10 ⁵
	3号炉	79(19) ^{※1}	462 ^{※2}	3.6×10 ⁴	

※1 3号炉の測定は行われていないため平成27年度の値を仮設定した。

※2 1号炉は平成28年7月19日、3号炉は平成26年12月4日の測定結果を仮設定した。

臭気の影響範囲は総臭気排出強度(Total Odor Emission Rate)(以下、「TOER」という。)を求めることで、経験的に示すことができる(表-2)。総臭気排出強度(TOER)とは、事業場全体のOERの総和となる。つまり印西クリーンセンターの総臭気排出強度(以下、TOERという。)は稼働していた1号炉と3号炉の合計となる。

(注:臭突の排出ガス流量の測定等が行われていないため、臭突のOERはTOERに含まれていない。)

表-2 TOERと臭気の影響範囲との関係

TOER [m ³ _N /min]	悪臭公害の起こり具合	臭気最大到達距離	苦情範囲
10 ⁴ 以下	特殊な場合以外、起こらない		
10 ⁵⁻⁶	小規模の影響ありうる	1~2km	500m以内
10 ⁷⁻⁸	小・中規模の影響ありうる	2~4km	1km以内
10 ⁹⁻¹⁰	大規模の影響あり	10km以内	2~3km
10 ¹¹⁻¹²	稀なほど最大の発生源	数10km	4~6km

出典:岩崎好陽(2015), 4訂 臭気の嗅覚測定法 公益社団法人におい・かおり環境協会 pp.32-35.

表-1 の TOER の結果をみると午前の結果では、TOER の値が 10^4 以下となっており、表-2 の特殊な場合を除き、悪臭公害は起こらないケースに該当するが、午後の結果では TOER の値が 10^5 となり、小規模の影響はありうるケースに該当する結果となった。

一方、印西クリーンセンター周辺の臭気判定の調査で得られた結果では、対象臭気は検知されなかった。

したがって、総臭気排出強度の経験則においては、小規模の影響が起きうるケースではあったが、印西クリーンセンター周辺の臭気判定の調査結果より、実際には印西クリーンセンターからの排出ガスによる周辺への臭気影響は低いものと考えられる。

資料 5

平成28年度 第3回 環境委員会

2016.11.20(日)

議題

1 採業報告について

2 次期施設計画の進行状況について

3 現施設の延命化工事の進捗状況について

4 印西クリーンセンター周辺臭気について

5 その他

① 札幌市の清掃工場 煙突から風でサビ飛散、市が損害賠償へ

② 高知市でニトリ収集車による死亡事故
ワケは男児死亡

③ 排ガス中の重金属測定(調査測定)の測定方法
カルシウム、銅、亜鉛

④ 印西地区環境整備事業組合のホームページの「放射能測定結果」
及び「焼却灰等の一時保管」について(平成24年7月25日更新)の
記載と境界におよび放射能測定結果及び測定位置図の
平成27年度の測定は「千葉県空間放射線量測定マニュアル
(H23.7.18版)」に依拠していると思われるが正しいか

⑤ 環境省は4月末に指定廃棄物の指定解除のルールを定めた
ルール(1)、(2)、(3)の質問

⑥ 組合のホームページの「環境委員会」の(4)の環境委員会報告の
会議録概要版へ追加 2項目

⑦ 環境委員会への説明を委員にわかりやすくする改善方法

⑧ 総合ホームページ「一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録」

で平成28年度4~9月15日(1)日~31日(1)日「焼却灰の処理費が最小29%の理由

⑨ 印西クリーンセンターの維持管理に関する計画で「5. 焼却灰の節約対策
10%以下にするよう焼却しやす」とあるが状況は?

⑩ 組合ホームページの「周辺臭気に関する調査等モニタリング報告書」26年9月
「9月9日(金)午後5時10分 臭気発生1件」→ 調査時対応マニュアルは?

⑪ 印西市作成の27年度印西市一般廃棄物処理概要に印西クリーンセンター
は印西地区衛生組合が作成したものを焼却→ 採業状況報告のどこに?

⑫ 会議録に誤変換、誤入力、最悪人は責任を持つこと (以上)

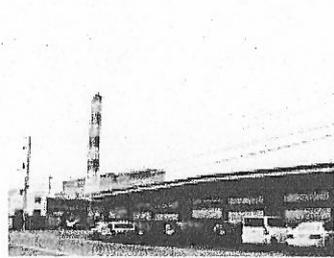
回答は文書で

01-札幌市発寒清掃工場（札幌市西区）の煙突から風でさび飛散…市が損害賠償へ

札幌市発寒清掃工場で煙突のさびが飛散したことにより、損害賠償を行っているが、印西クリーンセンターで同様な事態を起こすことはないのか？

発寒清掃工場さび飛散 札幌市調査、半径200メートル限定 公表せず住民不満

09/02/07/09



煙突からさびが飛散した発寒清掃工場（奥）の周辺。工場や民間事業所があり、屋外に駐車している車も目立つ

札幌市の発寒清掃工場（西区発寒15の14）の煙突からさびが周辺に飛散していた問題で、市は被害範囲を清掃工場から半径約200メートルと推定し、範囲外での調査や市民への公表を行ってこなかった。強風で想定より被害が広がっている可能性は否定できず、周辺住民からは市の対応に不満の声が上がっている。

「さびが舞っていたなんて知らなかった。台風10号のときのような強風で、うちまで届いていたかもしれない」。清掃工場から約500メートル離れた住宅で暮らす無職女性（66）は今回の問題を知って驚き、不安そうに話した。

清掃工場周辺は産業団地のため車の往来が多く半径200メートルの範囲内には不特定多数が利用するコンビニエンスストアもある。週1回は車でこのコンビニに立ち寄るといふ東区の男性会社員（45）は「駐車中にさびが付着した可能性もある。市は概要を把握した時点ですぐに公表すべきだったのではないかと批判した。

市は周辺の風の強さから飛散範囲を推定し、戸別訪問で被害を確認している。ただ、200メートル以上飛散したり、清掃工場周辺に立ち寄った市民が知らないうちに被害に遭ったりした可能性は「否定できない」と認める。範囲外でも被害が確認されれば、賠償に応じる考えだ。

市によると、発寒清掃工場では2014年6月以降、高さ約100メートルの煙突の先端にあるステンレス製のノズルカバーにできたさびが風に乗って飛散した。民間の建物数棟、車両150～200台に付着し、除去作業や塗料の塗り直しが必要となった。損害額は計数千万円に上る見通し。（小林史明、水野 寛仁）

02-廃棄物回収に関して

高知市で発生した事故に関する裁判で賠償責任命じる判決（業務委託ごみ収集車死亡事故 高知市控訴せずとの続

報あり)がでているが、組合では同様の事態が発生する可能性はないのか？

ごみ収集車にひかれ男児死亡、市にも(約6500万円)賠償責任命じる

2016年08月26日 18時09分16秒 | ごみ全般/環境政策

清掃行政のみならず、

今や、行政の業務委託はさまざまで、

「ごみ収集車にひかれ男児死亡、市にも賠償責任命じる」は、
ごみ収集の業務を委託していた市も賠償責任があるとした判決

中でも清掃行政の委託による死亡事故は多々あるので、

それらも裁判になれば行政の責任にもおよぶということだろうか、

もっとも監督責任、事業者の責任は大いなのだが、

■ ごみ収集車にひかれ男児死亡、市にも賠償責任命じる

日刊スポーツ 2016年8月26日

高知市で昨年1月、小学1年の男児(当時6)がごみ収集車にひかれて死亡したのは業務の安全確保を怠ったためとして、男児の遺族6人が市と市の業務委託先の組合、運転手に計約7300万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、高知地裁は26日、計約6500万円の支払いを命じた。

ごみ収集の業務を委託していた市も賠償責任を負うかが争点だった。石丸将利裁判長は判決理由で、市は本来の業務を委託している組合と緊密な一体性があるとして、組合による収集車運行の安全確保を監督すべき立場にあると判断した。

原告側は、収集車のバックブザーを設置しないまま、運転手が1人で業務を担当していたことなどから、市が安全の確保を怠っていたと主張していた。

判決によると、事故は昨年1月5日に発生。自転車で行中の男児がバックしてきたごみ収集車にひかれ、外傷性ショックで死亡した。

高知市環境部と同組合は「判決の詳細を把握しておらず、コメントは差し控える」とし、控訴するかは未定とした。(共同)

追記 2016年9月5日

高知市などは9月5日、控訴しないことを遺族に伝えた。高知市の黒田直稔環境部長は「判決内容を重く受け止め安全対策に向けて指導を徹底する仕組みづくりなどを早急に検討していく」とコメントしている。『[ごみ収集車死亡事故 高知市控訴せず\(高知県\)](#)』

03-表-8)排ガス中の重金属測定(調査測定)の測定方法

表-8)排ガス中の重金属測定(調査測定)は測定対象物質として、カルシウム、バナジウム、カドミウム、鉛、ひ素、全クロム、マンガン、銅、亜鉛、水銀(ダスト中、ガス状)、シアン化水素、フッ化水素、PCBを指定。

JIS K-0083:2006ではカドミウム、鉛、ニッケル、マンガン、バナジウム、クロム、ベリリウム、ひ素及びセレンを対象としている。

カルシウム、銅、亜鉛は、JIS K-0083(カルシウム、銅、亜鉛についてはJIS K-0083を準用した)との記載があるが、「JIS K-0083を準用した」の具体的中身はどのようなものか。上記3物質の計量証明を取得しているのか？

「JIS K-0083を準用した」は認めることはできない。」に平成28年度第2回環境委員会で回答があった。

(1)「他のクリーンセンターでも、同じ測定方法で実施しており、計量証明書を取得しています。」とあるが、ど

こか？

(2) JIS K-0083 の 2006 年改定でカルシウム、銅、亜鉛が削除されているのにも関わらず、10 年間も対応しなかったことは問題である(10 年間もカルシウム、銅、亜鉛は、JIS K-0083(JIS K-0083 の 2006 年改定に関して指摘されてから、カルシウム、銅、亜鉛については JIS K-0083 を準用したと記載を変更しているが))。責任は？

(3) 会議録には「10 年間放置に関する確認は？」に関する部分が記載されていないのはいかなる理由か？

04-印西地区環境整備事業組合のホームページの「放射能測定結果及び焼却飛灰等の一時保管について(平成 24 年 7 月 5 日更新)」の敷地境界における放射線量測定結果及び測定位置図 平成 27 年度の測定は千葉県空間放射線量測定マニュアル(H23.07.18 版)に依拠していると思われるが、正しいか？

(2) 千葉県空間放射線量測定マニュアル(H23.07.18 版)では、日立アロカ社シンチレーションカウンタ TCS-172 を例にして説明しているが、「設置完了後一定時間経過(通常 3 分程度)してから計測値(あるいは、測定値)($\mu\text{Sv/h}$)を読み取ります(30 秒毎に測定値を読み取ります(1 点での計測回数は 5 回として、その平均値を測定結果とします))」と記載。

また、「簡易的な環境放射線測定に関するガイドライン」(2012 年 8 月 30 日発行、JEMIMA=社団法人日本電気計測器工業会)では、「測定開始から 60 秒待つて計測値(あるいは、測定値)($\mu\text{Sv/h}$)を読み取ります。60 秒毎に測定値を読み取ります(1 点での計測回数は 3 回以上として、その平均値を測定結果とします)。」と記載。

組合では環境放射線モニタ PA-1000 Radi(ラディ)(株式会社堀場製作所製、シンチレータ式簡易測定器)を使用している。その測定状況を見ると、各測定位置(5cm と 100cm を含む)で、千葉県空間放射線量測定マニュアル(H23.07.18 版)に掲載されているように測定していないと見受けられる。

組合は測定器が安定していない時になぜ測定を行うのか？」に対して、平成 28 年度第 2 回環境委員会で回答があったが、正確に測定するという意思がないことには納得できない。再考を。

05-環境省は四月末に指定廃棄物の指定解除のルールを定めた。(「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令」の公布・施行、2016 年 04 月 28 日)

2016 年 5 月 20 日現在、千葉県内では指定廃棄物を保管する十市(柏市、松戸市、流山市、我孫子市、東金市、市川市、印西市、八千代市、野田市、千葉市)のうち、環境省は千葉市との協議を行い、放射性セシウム濃度の再測定も行っていくという。印西地区環境整備事業組合または印西市に環境省からの協議申し入れはあったか。組合または印西市の方針は？に対して、「申し入れはない、一時保管を継続せざるを得ない」と平成 28 年度第 2 回環境委員会で回答があった。

(1) その後、印西地区環境整備事業組合または印西市に環境省からの協議申し入れはあったか。

(2) 組合または印西市の方針は変更しないのか？

(2016 年 11 月 16 日、柏市、松戸市、流山市、我孫子市、^{市川市}市川市の市長らが最終処分場整備を要望したのはいかなる理由か

(3) 今年度の環境省の立ち入り検査は終了したか？

06-組合のホームページの「環境委員会だより」の「4) 環境委員会報告」の「会議録(概要版)」に以下の部文書を追加する。(現在掲出されている平成 26 年度以降のもの)

(1) 当日配布資料

(2)住民側提案議題およびそれらに対する回答

に対して、「【回答】環境委員会の配布資料につきましては、組合ホームページの構成を考慮したうえで、前回会議、平成28年度第1回環境委員会以降、全て掲載する方向で考えます。」と平成28年度第2回環境委員会で回答があり、組合ホームページの「環境委員会だより」の「環境委員会報告 平成28年度 第1回 H28.06.25」の「その他の資料の資料7(11ページ)と「環境委員会報告 平成28年度 第2回 H28.09.03」の「その他の資料(16ページ)に個人情報が出されているのはいかなる理由か

07-環境委員会での説明にプロジェクトを使用し、簡潔に行う。(会場のレイアウトも変更する)

08-組合ホームページの「一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録」で平成28年度4~9月は1号炉が1日~31日まで焼却しているが、最小29.70トンとなっている理由は?
運転開始または運転停止の焼却量であれば、分かるように記載すべきでは。

09-印西クリーンセンター維持管理に関する計画で、「5 焼却灰の熱灼減量が10%以下になるように焼却します。」とあるが、状況は?

η-1

10-組合ホームページの「周辺臭気に関する調査等 モニタリング報告書 平成26年9月」で、9月9日(金) 午後5時10分「臭い」が発生した件が「排ガス誘引送風機が停止して一時的に建屋内で焼却設備からの排ガス漏れが確認された」と記載されているが、「印西クリーンセンター 緊急時対応マニュアル(平成27年9月)」の対応はどのようにされたのか?
廃掃法の「事故の届出」には該当しないのか?

印西クリーンセンター周辺臭気に関するモニタリング報告書(平成28年9月)

【北側地区】

□ 場所(確認地点) 小宮台一丁目及び小宮台二丁目(印西クリーンセンターの北西約450m 地点及び西約900m地点)の2地点

□ 定期(週1回)モニタリング

●「臭い」が有る 0回/10回中

○「臭い」が無い 10回/10回中

□ 定期モニタリングを除き「臭い」があった日(一般通報含む)

●「臭い」が有る 1回(9日(金)、17時10分)

9月の北側地区モニタリングでは、定期モニタリングとは別の日に1回、臭い「有」の報告がありました。

印西クリーンセンターでは、その時間帯の焼却温度、排ガス濃度等の運転状況や風向き等の気象状況を確認しました。

運転状況は、1号焼却炉を運転中であり燃焼室温度は800℃以上、窒素酸化物等の排ガス濃度は全て協定値を下回る値でしたが、17時6分から約1分半の間は排ガス誘引送風機が停止したため、一時的に建屋内で焼却設備からの排ガス漏れが確認されています。

気象状況は、風速(時間平均速度)毎秒2.3m(弱風)、風向きは印西クリーンセンターから小宮台方面(西北西)であり、モニタリング地点は風下側の時間帯でした。

周辺住民や通行人等からの通報や問い合わせはありませんでした。

※ 詳細は、別紙「印西クリーンセンター周辺臭気に関するモニタリング報告書(平成28年9月の北側地区)」のとおりです。

印西クリーンセンター周辺臭気に関するモニタリング報告書（平成28年9月の「臭いがある」とき）

※モニタリングとは別に、「臭い」の有無が分かる場合は記録・公表します。

- ※1 北西地区とは北移西北移建の北側に位置する地区です。南西地区とは北移西北移建の南側に位置する地区として示す。
- ※2 下表の記載内容は、発祥施設の管理記録、モニタリング協力者の報告内容を転載しています。

観測地点	北 西 地 区
	小倉台一丁目 センターの北西 約400m地点
観測日(曜日)	2月1日
時 間	17時16分
天 気	(晴) 曇・雨
温度(℃)	25℃
湿度(%)	88%
風 向	・観測地点の南向き ・出発点はセンターの南向きを望む ・側になる。
風速(m/s)	2.3m/s
周辺車の運転状況	・1号から運転中(17時16分以降約15分の間、検査スリッパ運搬停止) ・治験検査車両(時間平均1892cc/1号)、排ガス濃度は規定値以下
ごみの搬入状況	・ごみ収集車両通行なし。
印西側への臭気被害と思われる「臭い」はありましたか？	(有)
「臭い」のとき、どのような臭いでしたか？	・臭気は少ない(臭気は出ていない)
「臭い」のとき、その程度は？	・強弱不明
備 考	・印西側には臭気発生施設等の地理情報も開示はされていません。

11-印西市作成の「平成27年度 印西市一般廃棄物処理概要」に、「印西クリーンセンターでは印西地区衛生組合で生成したし渣(収集し尿に混入しているプラスチック類や下着、雑巾、脱脂綿等の繊維類)を焼却している」と記載されているが、「表-1 月別ごみ搬入量及び焼却量等の操業状況」ではどこに記載されているのか？

「平成28年度印西地区ごみ処理実施計画」ではどこにどのように記載されているのか？

12-会議録で、誤変換や誤入力があり、十分に内容が確認されていないのは問題である。署名人は責任をもって内容確認を行ってほしい。

○自治会側からの質問事項に対する回答書

質 問 事 項	回 答
<p>①札幌市発寒清掃工場(札幌市西区)の煙突から風でさび飛散…市が損害賠償へ、に関して</p> <p>・札幌市発寒清掃工場で煙突のさびが飛散したことにより、損害賠償を行っているが、印西クリーンセンターで同様な事態を起こすことはないのか？</p>	<p>十分点検・清掃をした上で運転しますので、さびの飛散はないと考えております。</p>
<p>②高知市でゴミ収集車による死亡事故、に関して</p> <p>・高知市で発生した事故に関する裁判で賠償責任命じる判決(業務委託ゴミ収集車死亡事故 高知市控訴せずとの報告あり)がでているが、組合では同様の事態が発生する可能性はないか？</p>	<p>収集運搬業務に係る安全確保については、契約仕様書に交通法規を遵守し、走行に際しては細心の注意を施すことを明記し、また、随時文書やチラシを配布し、事故防止に努めています。</p>
<p>③排ガス中の重金属測定(調査測定)の測定方法について</p> <p>・表-8)排ガス中の重金属測定(調査測定)は測定対象物質として、カルシウム、バナジウム、カドミウム、鉛、ひ素、全クロム、マンガン、銅、亜鉛、水銀(ダスト中、ガス状)、シアン化水素、フッ化水素、PCBを指定。</p> <p>JIS K-0083:2006ではカドミウム、鉛、ニッケル、マンガン、バナジウム、クロム、ベリリウム、ひ素及びセレンを対象としている。</p> <p>カルシウム、銅、亜鉛は、JIS K-0083(カルシウム、銅、亜鉛についてはJIS K-0083を準用した)との記載があるが、「JIS K-0083を準用した」の具体的中身はどのようなものか。</p> <p>上記3物質の計量証明を取得しているのか？</p> <p>「JIS K-0083を準用したは認めることはできない。」に平成28年第2回環境委員会で回答があった。</p> <p>(1)「他のクリーンセンターでも、同じ測定方法で実施しており、計量証明を取得しています。」とあるが、どこか？</p> <p>(2)JIS K-0083の2006年度改定でカルシウム、銅、亜鉛が削除</p>	<p>(1)近隣7工場を調査しましたが、5工場は重金属測定を行っていません。2工場(船橋市北部、松戸市)はJIS K-0083を準用して環境計量士による計量証明書を取得しています。また、準用とは「ある事項に関する規定を、他の類似の事項に必要な変更を加えてあてはめること」です。</p> <p>(2)JIS K-0083の2006年度改定では分析方法が追加になったと理解しています。</p> <p>(3)会議録は事務局が作成し、組合側及び自治会側が署名しています。</p>

されているにも関わらず、10年間も対応しなかったことは問題である(10年間もカルシウム、銅、亜鉛についてはJIS K-0083(JIS K-0083の2006年度改定に関して指摘されてからカルシウム、銅、亜鉛についてはJIS K-0083を準用したと記載を変更しているが))。責任は？

(3)会議録には「10年間放置に関する確認は？」に関する部分が記載されていないのはいかなる理由か？

④敷地境界における放射線量測定結果及び測定位置図について
(1)平成27年度の測定は千葉県空間放射線量測定マニュアル(H23. 07. 18版)に依拠していると思われるが、正しいか？

(2)千葉県空間放射線量測定マニュアル(H23. 07. 18版)では、日立アロカ社シンチレーションカウンタTCS-172を例にして説明しているが、「設置完了後一定時間経過(通常3分程度)してから計測値(あるいは、測定値)(μ Sv/h)を読み取ります(30秒毎に測定値を読み取ります(1点での計測回数は5回として、その平均値を測定結果とします))」と記載。

また、「簡易的な環境放射線測定に関するガイドライン」(2012年8月30日発行、JEMIMA＝社団法人日本電気計測器工業会)では、「測定開始から60秒待って計測値(あるいは、測定値)(μ Sv/h)を読み取ります。60秒毎に測定値を読み取ります(1点での計測回数は3回以上として、その平均値を測定結果とします)。」と記載。

組合では環境放射線モニタ PA-1000 Radi(ラディ)(株式会社堀場製作所製、シンチレータ式簡易測定器)を使用している。その測定状況を見ると、各測定位置(5cmと100cmを含む)で、千葉県空間放射線量測定マニュアル(H23. 07.18版)に掲載されているように測定していないと見受けられる。

「組合は測定器が安定していない時になぜ測定を行うのか？」に対して、平成28年度第2回環境委員会で回答があったが、正確に

対応が遅くなりましたが、一般社団法人日本電気計測器工業会及び放射線計測委員会から出されている「簡易的な環境放射線測定に関するガイドライン」を準拠し測定していきます。

<p>測定するという意思がないことには納得できない。再考を。</p>	
<p>⑤指定廃棄物の指定解除ルールに伴う方針等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省は四月末に指定廃棄物の指定解除ルールを定めた。「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令」の公布・施行、2016年04月28日）2016年5月20日現在、千葉県内では指定廃棄物を保管する十市（柏市、松戸市、流山市、我孫子市、東金市、市川市、印西市、八千代市、野田市、千葉市）のうち、環境省は千葉市との協議を行い、放射性セシウム濃度の再測定も行っていくという。印西地区環境整備事業合組または印西市に環境省からの協議申し入れはあったか。組合または印西市の方針は？に対して、「申し入れはない、一時保管を継続せざるを得ない」と平成28年度第2回環境委員会で回答があった。 (1)その後、印西地区環境整備事業組合または印西市に環境省からの協議申し入れはあったか。 (2)組合または印西市の方針は変更ないのか？(2016年11月16日、柏市、松戸市、流山市、我孫子市、印西市、の市長らが最終処分場整備を要望したのはいかなる理由か) (3)今年度の環境省の立ち入り検査は終了したのか？ 	<p>(1)環境省からの協議申し入れはありません。組合と関係市町で指定解除の可能性などについて協議を行いました。現段階では保管中の指定廃棄物濃度が8,000Bq/kgを下回ったとしても廃棄物の受入れ先を直ちに確保するのは難しいことが想定され、一時保管を継続せざるを得ない状況にあります。</p> <p>(2)方針の変更はありません。</p> <p>(3)10月28日環境省職員4名の立ち入りがありまして、指定廃棄物の保管場所の確認及び空間線量の測定がありました。</p> <p>結果は特に指摘事項はありませんでした。</p> <p>印西市</p> <p>(2)国により設置されることとなっている長期管理施設の設置の見通しが立っていない状況を踏まえ、同じく一時保管を行っている柏市、松戸市、流山市、我孫子市の5市連名により、環境大臣あて要望書を提出したものです。</p> <p>また、印西市としては、印西市域に一時保管がされている状況であることから、一刻も早く長期管理施設を設置願いたいとの思いから、当組合と相談の上、今回、印西市として要望書の提出を行ったものです。</p>

<p>⑥環境委員会(会議)配布資料のホームページ掲載について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組合ホームページの「環境委員会だより」の「4)環境委員会報告」の「会議録(概要版)」に以下の文書を追加する。(現在掲出されている平成26年度以降のもの) <p>(1)当日配布資料</p> <p>(2)住民側提案議題およびそれらに対する回答に対して、「【回答】環境委員会の配布資料につきましては、組合ホームページのこうせいを考慮したうえで、前回会議、平成28年度第1回環境委員会以降、全て掲載する方向で考えます。」と平成28年度第2回環境委員会で回答があり、組合ホームページの「環境委員会だより」の「環境委員会報告 平成28年度 第1回 H28.06.25」の「その他の資料の資料7(11 ページ)」と「環境委員会報告 平成28年度 第2回 H28.09.03」の「その他の資料(16 ページ)」に個人情報が出されているのはいかなる理由か</p>	<p>ご指摘のとおり、4箇所、2名の方の個人名が記載された状態でホームページに掲載してしまいましたので、11月21日(月)に修正いたしました。今後、個人名の掲載がないよう十分に注意、確認していきます。</p>
<p>⑦環境委員会(会議)の進行方法等について</p> <p>環境委員会での説明にプロジェクトを使用し、簡潔に行う。(会場のレイアウトも変更する)</p>	<p>前回、9月の環境委員会で確認いたしましたが、協議の場としての進行、委員の人数や会議室の状況、詳しい資料提示の必要性などを考えますと、現時点では、これまでの進行方法を基本に、より円滑に会議が進行されるよう配付資料を工夫するなど、検討したいと考えています。</p>
<p>⑧一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組合ホームページの「一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録」で平成28年度4～9月は1号炉が1日～31日まで焼却しているが、最小29.70トンとなっている理由は? <p>運転開始または運転停止の焼却量であれば、分かるように記載すべきでは。</p>	<p>焼却炉の立ち上げ及び立下げ日の焼却時間は24時間以下になりますので、焼却量も少なくなります。</p> <p>7月31日は1号炉を立下げていますので、29.70トンとなっています。</p> <p>操業報告につきましては環境委員会でも報告していますので、ご理解いただけるものと考えています。</p>
<p>⑨印西クリーンセンター維持管理に関する計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印西クリーンセンター維持管理に関する計画で、「5 焼却灰の熱灼減量が10%以下になるように焼却します。」とあるが、状況は? 	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5(一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準)により、焼却灰の熱灼減量(燃え残り)が10%以下になるように焼却する事とあります。</p>

	熱灼減量はごみ質により変化しますが、今年度は3%~7%です。
<p>⑩周辺臭気に関する調査報告、9月9日(金)臭い発生の件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組合ホームページの「周辺臭気に関する調査 モニタリング報告書 平成26年9月」で、9月9日(金)午後5時10分「臭い」発生した件が「排ガス誘引送風機が停止して一時的に建屋内で焼却設備からの排ガス漏れが確認された」と記載されているが、「印西クリーンセンター 緊急時対策マニュアル(平成27年9月)」の対応はどのようにされたのか？ <p>廃掃法の「事故の届出」には該当しないのか？</p>	<p>9月9日午後5時6分1号炉の誘引送風機が突然停止しまして、炉内の圧力バランスが崩れ炉から若干煙が漏れました。約1分後送風機は再起動できましたので、事故としての届出を行うものには該当しません。</p>
<p>⑪平成27年度 印西市一般廃棄物処理概要について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印西市作成の「平成27年度 印西市一般廃棄物処理概要に」、 <p>「印西クリーンセンターでは印西地区衛生組合で生成したし渣(収集し尿に混入しているプラスチック類や下着、雑巾、脱脂綿等の繊維類)を焼却している」とされているが、「表-1 月別ごみ搬入量及び焼却量等の操業状況」ではどこに記載されているか？</p> <p>「平成28年度印西地区ごみ処理実施計画」ではどのように記載されているのか？</p>	<p>栄町に事務所を有する印西地区衛生組合の「し渣」については、事業系の可燃ごみで受け入れています。</p> <p>平成28年度印西地区ごみ処理実施計画では、事業系一般廃棄物として、印西クリーンセンターで焼却処理する「燃やすごみ」に該当します。</p>
<p>⑫環境委員会の会議録について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議録で、誤変換や誤入があり、十分に内容が確認されていないのは問題である。署名人は責任をもって内容確認を行ってほしい。 	<p>環境委員会事務局として、誤変換や誤記入がないよう確認いたします。</p>